

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

平成31年度環境放射線モニタリング測定機器保守業務 一式

(2) 業務の仕様

別添平成31年度環境放射線モニタリング測定機器保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年2月7日（木）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 国際標準化機構による品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を取得している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(委託) H29.4 一般 制限なし

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (4) 入札説明書等の交付方法

平成31年1月31日(木)から同年2月26日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年1月31日(木)から同年2月26日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月13日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時とする。

イ 場所

(1) に同じ

- (6) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

また、2回目以降の入札にも参加する場合は、各封筒に何回目の入札分であるかを明記の上、同封すること。

5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に平成31年2月7日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、平成31年2月18日(月)にインターネットのホームページ(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、7の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参の方法により平成31年2月26日(火)正午までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(委託) H29.4 一般 制限なし

- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の(4)を証するもの（認証取得証明書の写し。ただし、認証取得証明書の有効期限が本件調達の事前提出物の提出期限において有効なものであること。）

8 資格審査について

- (1) 6の(2)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成31年3月4日（月）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成31年3月6日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して平成31年3月8日（金）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書（様式第4号）の記載については、次のとおりとし、入札の際に提出すること。
ア 入札書に記載する金額は、1に掲げる調達案件に係る必要な経費の総額（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を記載すること。
イ 契約に当たっては、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）が8パーセントから10パーセントに引き上げられることを見込んでいるため、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。
- (3) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 再度入札は5回とする（初度入札を含めて6回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第 3 号）を 4 の（1）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基いて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反するが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと

(委託) H29.4 一般 制限なし

認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
- (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。
- (6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の(1)の場所に提出すること。
- (7) 鳥取県議会平成31年2月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。